

土地区画整理法第39条第1項の規定により京都市岩倉長谷土地区画整理組合の定款の変更を認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月1日

京都市長 門川 大作

1 組合の名称

京都市岩倉長谷土地区画整理組合

2 事務所の所在地

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地

財団法人京都市土地区画整理協会内

3 施行地区

京都市左京区岩倉長谷町・同区岩倉中町・同区岩倉花園町の各一部

4 事業施行期間

昭和63年5月31日から平成26年3月31日まで

5 設立認可の年月日

昭和63年5月31日

6 定款の変更の箇所及び内容

(1) 変更箇所 役員の定数

(2) 変更内容 「この組合の役員の定数は、理事18人、監事3人とする。」に

変更

7 変更認可の年月日

平成20年7月29日

(建設局都市整備部市街地整備課)